

令和8年6月吉日

お客さま各位

須賀川信用金庫

「当座勘定規定」等の一部改正のお知らせ

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組に係る追加対応の実施に伴い、下記のとおり当座勘定規定等を改定いたします。

今後ともお客さまにご満足いただけるよう金融サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 追加対応実施内容

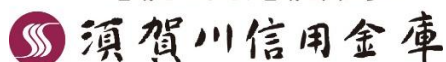
- (1) 手形・小切手の最終振出期限を、令和8年9月30日といたします。
- (2) 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を、令和8年9月30日をもって終了いたします。

2 規定改定内容 下記、新旧対照表のとおり

3 規定改正日 令和8年9月1日

以上

地域をつなぎ、地域と共に歩む



当座勘定規定等 新旧対照表

改正規定	旧 規定
<p style="text-align: center;">当座勘定規定</p>	<p style="text-align: center;">当座勘定規定</p>
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p>
<p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、令和8年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p>	<p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。<u>(追加)</u></p>
<p>(2)～(4) 省略</p>	<p>(2)～(4) 省略</p>
<p>第2条～第6条 省略</p>	<p>第2条～第6条 省略</p>
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p>
<p>(1) 小切手が支払のため呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p>	<p>(1) 小切手が支払のため呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>(追加)</u></p>
<p>(2)～(4) 省略</p>	<p>(2)～(4) 省略</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p>
<p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u></p>	<p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>(追加)</u></p>
<p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。</p>	<p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを<u>(追加)</u>を確認してください。</p>
<p>(3)～(4) 省略</p>	<p>(3)～(4) 省略</p>
<p><u>(5)～(6) 省略</u></p>	<p><u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p>
<p>第9条～第12条 省略</p>	<p>第9条～第12条 省略</p>
<p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p>	<p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p>
<p>小切手の支払保証はしません。ただし、<u>令和8年9月30日までに</u>その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>	<p>小切手の支払保証はしません。ただし、<u>(追加)</u>その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>
<p>第14条～第16条 省略</p>	<p>第14条～第16条 省略</p>
<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p>	<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p>
<p>(1) 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>(削除)</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p>	<p>(1) 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>(追加)</u></p>
<p>(2) 省略</p>	<p>(2) 省略</p>
<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p>	<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p>
<p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p>	<p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>(追加)</u></p>
<p>(2) 省略</p>	<p>(2) 省略</p>
<p>第19条～第31条 省略</p>	<p>第19条～第31条 省略</p>
<p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: right;">以 上</p>

改正規定	旧 規定
当座勘定規定（専用約束手形口用）	当座勘定規定（専用約束手形口用）
第1条（当座勘定への受入れ）	第1条（当座勘定への受入れ）
<p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、令和8年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p>	<p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。<u>(追加)</u></p>
(2)～(4) 省略	(2)～(4) 省略
第2条～第6条 省略	第2条～第6条 省略
第7条（手形の支払）	第7条（手形の支払）
<p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。<u>なお、令和8年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p>	<p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。<u>(追加)</u></p>
<p>(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</p>	<p>(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</p>
<p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続をしてください。</p>	<p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続をしてください。</p>
第8条（手形用紙）	第8条（手形用紙）
<p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u></p>	<p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>(追加)</u></p>
(2) 省略	(2) 省略
<u>(削除)</u>	<u>(3) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u>
(3)～(4) 省略	(5)～(6) 省略
<u>(削除)</u>	第9条（手数料）
	<u>前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。</u>
第9条～第13条 省略	第10条～第14条 省略
第14条（振出日、受取人記載もれの手形）	第15条（振出日、受取人記載もれの手形）
<p>(1) 手形を振出す場合には、手形要件を<u>(削除)</u>記載してください。</p>	<p>(1) 手形を振出す場合には、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。</p>
<p>もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p>	<p>もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>(追加)</u></p>
(2) 省略	(2) 省略
第15条～第27条 省略	第16条～第28条 省略
以 上	以 上